

金沢市事業者用太陽光発電設備等導入推進支援 補助制度のご案内

金沢市では、再生可能エネルギーの導入を促進し地球温暖化を防止するため、事業所等への太陽光発電システム及び蓄電システムの設置に要する費用に対する補助金を交付します。

1.補助対象事業

(1) 次のいずれかの方法により太陽光発電設備等の導入を行う事業

①自己所有 ②PPA ③ファイナンスリース

※1 蓄電池システムは①のみ

(2) 事業実施場所が金沢市内であること。

(3) 補助対象設備を自己所有する事業者又は需要家が**中小企業等**であること。

(4) 自己の事業の用に供する市内の建築物又は敷地内に補助対象設備を設置すること。

※2 PPA又はリースによる契約の場合、補助金の全額が、需要家が契約上負担すべきサービス料金、リース料金等に充当されるものであること。

2.補助対象者 次に掲げる条件を全て満たす者

(1) 法人その他団体又は個人事業主であること。

(2) 国及び石川県、本市の他の補助制度による補助金等（太陽光設備等）の交付を受けていないこと。

(3) 市税を滞納していないこと。

3.補助対象設備

1共通要件

①未使用のものであること

②設置に関して、法令、条例等に適合していること

2太陽光発電システム

① 太陽電池の公称最大出力の合計値が10kW以上であること

② 発電した電力を当該太陽光発電システムが設置される事業所において使用すること

③ 全量配線でないこと

④ 太陽光発電システムの設置に係る行為が景観形成基準に適合していること

⑤ F I T制度又はF I P制度による売電を行わないものであること

⑥ PPA又はリースによる場合、補助金の全額が、需要家が契約上負担すべきサービス料金、リース料金等に充当されるものであること

3蓄電システム

① 太陽光発電システム等の設備と常時接続し、発電する電力を充放電できるものであること

② 蓄電容量が10kWh以上のもので、定置用のものであること

4.補助金額

太陽光発電システム：太陽電池の最大出力の合計（kW）×3万円（限度額100万円）

蓄電システム：蓄電容量（kWh）×2万円（限度額100万円）

※蓄電システムは自己所有に限ります。

※小数点第2位未満の端数は切り捨てます。

※市の予算の範囲内での交付になります。

※10,000円未満の端数は切り捨てます。

5.必要書類

【交付申請】必要書類（全設備共通）（様式は金沢市のホームページからダウンロードできます）

- ① 補助金交付申請書（共通）＋各設備の概要（別紙）
- ② 補助対象設備の設置工事に係る請負契約書の写し等（見積書、注文書、契約書等）
- ③ 事業者であることを証する書類
 - ・法人の場合：登記事項証明書の写し（3か月以内に発行したもの）
 - ・個人事業主の場合：住民票の写し（3か月以内に発行したもの）及び事業内容が分かる書類
 - ・直近2年間の財務諸表（貸借対照表および損益計算書）
- ④ 補助対象設備の設置工事着手前の現況を示す写真
- ⑤ 周辺の道路を含む住宅地図
- ⑥ 誓約書（全量売電しない旨、PPA及びリースの場合補助金を還元する旨等）
- ⑦ その他市長が必要と認める書類

【交付申請】必要書類（設備別）

●太陽光発電システム

- ① 図面（太陽光電池モジュールの面積等が分かるもの）
- ② 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ、仕様書等）
- ③ 該当があった場合、以下の写し（※1）
- ④ 需要家へ補助金の還元方法を示す書類（契約書等）（PPA契約又はリース契約の場合に限る）

●蓄電システム

- ① カタログなど仕様が分かる書類

（※1） ①「景観形成基準適合通知書」、②「風致地区内における行為の許可について」（許可通知書）、
③「地区計画の区域内における行為の届出の了承について（通知）」

【実績報告】必要書類（全設備共通）（様式は金沢市のホームページからダウンロードできます）

- ① 補助金実績報告書（共通）＋各設備の概要（別紙）
- ② 補助対象設備の設置費の支払を証する書類の写し（領収書など）
- ③ 各補助対象設備の設置費が確認できる書類 ※支払を証する書類で確認できる場合は省略可
- ④ その他市長が必要と認める書類

【実績報告】必要書類（設備別）

●太陽光発電システム

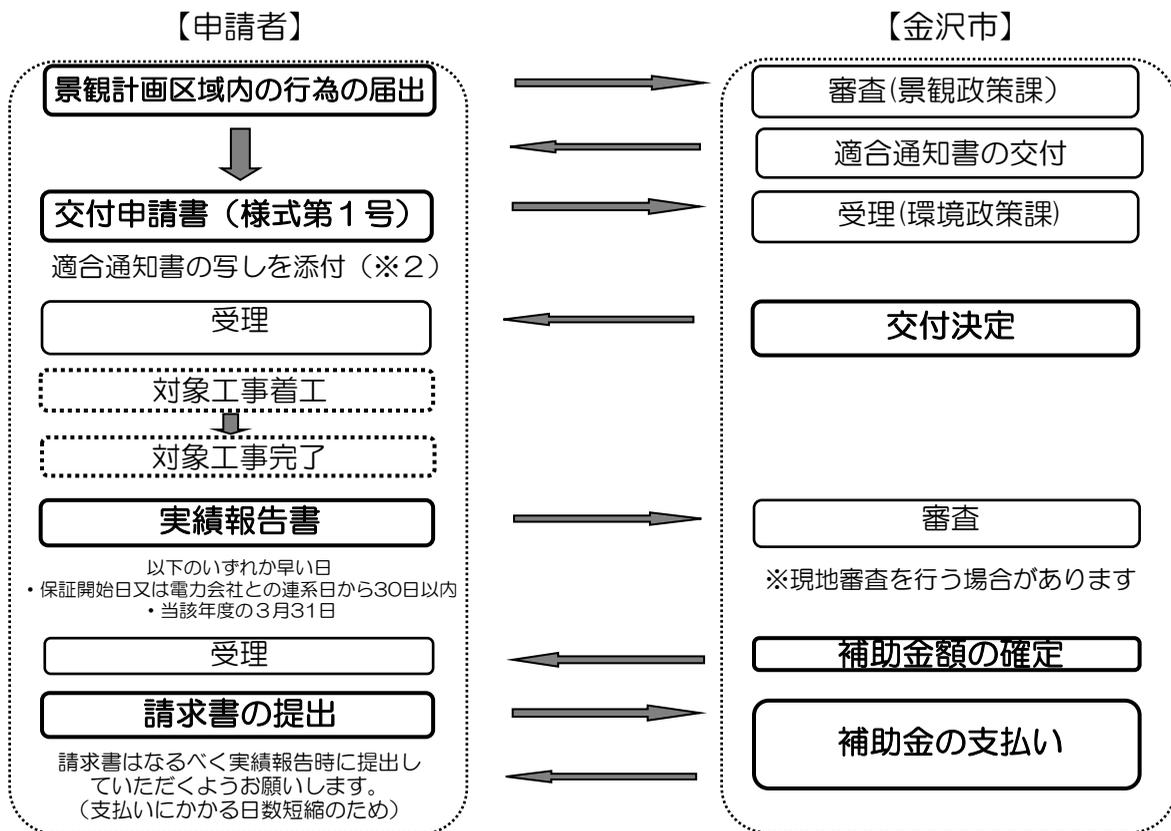
- ① 電力会社が発行する書類の写し（※2）
- ② 未使用品であることが確認できる書類の写し（保証書、出力対比表、出荷証明書など）
- ③ 設置状況が確認できる以下の写真
 - ・太陽電池モジュールを含む建築物等の全体写真・太陽電池モジュール
 - ・パワーコンディショナ・発生電力量計

●蓄電システム

- ① 保証書の写し ② 仕様がわかる書類（技術要件確認書等） ③ 設置状況が確認できる写真

（※2） ①「系統連系に係る契約書」、②「技術要件確認書」

6.補助金交付までの流れ



（※1） 景観形成区域以外で、設置する建物の高さが10m以下かつパネル面積が50㎡以下の場合は届出不要

（※2） 届出不要の場合は適合通知書は交付されませんので、景観政策課にて交付申請書に届出不要であることの

「確認印」を押印します

お申し込み・お問い合わせ
ゼロカーボンシティ推進課
 〒920-8577 金沢市柿木畠1番1号
 電話 (076)220-2507
 FAX (076)260-7193
 E-mail zerocarbon@city.kanazawa.lg.jp